

森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案の概要

第1 省令案の趣旨

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号）による改正後の森林経営管理法（平成30年法律第35号）第47条において、筆界特定の申請に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が定められたことから、同条の規定に基づき筆界特定の申請をする場合における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例について定めるため、この省令を新たに制定するもの。

第2 省令案の概要

- 1 申請人が森林経営管理法第47条の規定に基づいて筆界特定の申請をする者である場合には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第207条第2項各号に掲げるもののほか、申請人が同条の規定に基づいて申請をする者である旨を筆界特定申請情報としなければならないものとする（第1条関係）。
- 2 申請人が森林経営管理法第47条の規定に基づいて筆界特定の申請をする場合には、不動産登記規則第209条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を提供しなければならないものとする（第2条第1項関係）。
 - (1) 対象土地の一方又は双方が、申請人が定めた集約化構想において定められた一体経営管理森林の区域内の森林の一筆の土地であることを証する情報
 - (2) 林地台帳に(1)の一筆の土地とこれに隣接する他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されていることを証する情報
 - (3) 対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報
- 3 2(3)の情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならないものとする（第2条第2項関係）。

第3 施行期日

令和8年4月1日（予定）